

平戸文化センター指定管理者公募要項

平戸文化センターについて、下記により指定管理者として、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を募集します。

なお、詳細については、別添の平戸文化センター指定管理仕様書（以下「仕様書」という。）をご覧ください。

1 対象施設

- (1) 名 称 平戸文化センター
- (2) 所在地 平戸市岩の上町 1529 番地

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の管理運営業務
- (2) 施設設備維持管理業務
- (3) 施設等使用許可業務

※詳細については、仕様書を参照してください。

3 応募資格

平戸文化センターを安定的かつ円滑に管理運営できる法人等であって、令和 5 年 8 月 1 日現在、平戸市内に本社又は支店・営業所等を有するものであること。

ただし、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (5) 平戸市税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（4 年間）

5 指定管理料

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの指定管理料上限額
1 8 1, 6 0 0, 0 0 0 円（総額）

6 選定スケジュール

令和 5 年 8 月 1 日（火）	指定管理者公募開始
令和 5 年 8 月 10 日（木）	公募説明会
令和 5 年 9 月 1 日（金）	質問書締め切り
令和 5 年 9 月 8 日（金）	質問に対する回答
令和 5 年 9 月 15 日（金）	申請書提出締め切り

令和 5 年 10 月	指定管理者選定委員会 (書類審査等及び候補者決定)
令和 5 年 11 月	選定結果通知
令和 5 年 12 月	市議会で指定に関する議案可決後、協定締結

7 公募説明会

応募を予定している法人等は、必ず説明会に出席してください。

日 時 令和 5 年 8 月 10 日 (木) 午後 3 時～

場 所 平戸市役所 3 階会議室

内 容 ・仕様書、申請書類の説明
・施設見学

申 込 別紙 1 によりお申込みください。

留意事項 ①出席者は、1 団体 3 人までです。

②施設見学は、説明会終了後、現地集合となります。

8 質問書の提出・回答

質問については、別紙 2 により、令和 5 年 9 月 1 日 (金) までに、Eメール又は郵送により直接、企画財政課に提出してください。回答は、令和 5 年 9 月 8 日 (金) までに Eメール又は郵送で、公募説明会に出席した法人等に送付します。

9 申請方法

次に掲げる書類について、正本 1 部及び副本 1 部を、令和 5 年 9 月 15 日 (金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) までの午前 9 時から午後 5 時までに、企画財政課へ直接提出してください。なお、提出された書類は、返却いたしません。様式は、公募説明会の後に、出席された法人等に Eメール又は郵送で送付します。

①平戸市指定管理者指定申請書 (規則様式第 1 号)

②事業計画書 (規則様式第 2 号) 及び収支予算書 (規則様式第 3 号)

③法人等概要書 (規則様式第 4 号)

④定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

⑤申請する法人等の直近 3 年の収支決算書・事業報告書

⑥申請資格に関する申立書 (規則様式第 5 号) 及び市税完納証明書 (該当する法人等のみ)

※ 1 ①②③については、書類の提出とともに、電子データでも提出してください。

※ 2 平戸市は、指定管理者の選定結果の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがあります。

■留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接

触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

イ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡下さい。

ウ 応募の取下げ

構成団体の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届を提出してください。

提出場所： 問合せ先に同じ

エ 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、その応募は無効とします。

カ 応募書類の取扱い

市に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、市は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された応募書類は、平戸市情報公開条例における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

キ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、全て申請団体の負担とします。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として申請者の負担とします。

ク 重複提案の禁止

1 法人等 1 応募とし、複数の応募はできません。

10 選定方法

指定管理者選定委員会を設置し、書類審査等により採点を行い、指定管理者候補者を選定します。

11 選定の水準

仕様書に記載の、「指定管理者が行う管理のための基準及び業務の範囲」に定める事項を要求水準として、以下の事項について審査を行う。

(1) 申請団体に関する事項

申請団体の組織・経営状況等に関する事項

(2) 管理運営に関する事項

平戸文化センターの管理運営方法や人員配置等に関する事項

(3) 事業に関する事項

平戸文化センターの目的を達成するために行う事業に関する事項

12 結果の通知

選定結果は、応募した団体に文書で通知します。

13 指定議案の上程・指定管理者の指定・協定書の締結

候補者選定後、令和5年12月平戸市市議会定例会の議決を経て、市は指定管理候補者を指定管理者として指定し、協定書を締結します。

なお、平戸市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、応募者が本施設指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

14 結果の公表

選定結果の概要については、平戸市ホームページ等で公表します。

15 問い合わせ先

〒859-5192

平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市財務部企画財政課契約管財班

電話：(直通) 0950-22-9110

(代表) 0950-22-4111 (内線 2332)

Eメール：keiyaku@city.hirado.lg.jp